

住宅等防犯対策補助金事業 Q & A

問 1 村外に住んでおり、千早赤阪村内の会社事務所に防犯カメラを取り付けたい。補助の対象になるか。

答 村内が住所の事務所であれば補助対象になります。

問 2 村内の住宅を貸与している。貸主が申請すればいいのか。

答 対象となる対策を負担した方が申請して下さい。使用者が費用負担したのであれば申請者は使用者の方になります。

問 3 1 軒の賃貸住宅で、貸主が対策したものと、使用者が費用負担するものがあるが、2 件とも申請できるか。

答 申請できるのは 1 住宅につき 1 回で、かつ貸主か使用者か、いずれか 1 人です。

問 4 家の裏の倉庫の出入りが暗いのでライトをつけたい。補助対象になるか。

答 あくまで防犯対策に効果がある場合に補助対象とします。住宅等の利便目的は補助対象となりません。

問 5 同一の敷地内に 2 世帯の住宅がある。2 回申請できるか。その場合上限はそれぞれ 5 千円か。

答 同一敷地にある住宅等で所有者が一人の場合は 1 回のみ申請することができます。同一敷地内であっても、所有者（使用者は含まない）が異なる

複数の住宅等がある場合は、それぞれの住宅等を実施した施策につき1回ずつ申請できます。

例1：同じ地番内にAさんとBさん名義の2件の家屋があり、それぞれが所有する家屋に防犯対策を実施した場合

→家屋の名義人である、Aさん、Bさんがそれぞれ1回ずつ申請可能

例2：同じ地番内に同一名義の家屋があり、2世帯で同居している場合

→家屋の所有者1人が1回申請可能

問6 犯罪の抑止効果を考えてダミーの防犯カメラやカメラ設置済みの看板(ステッカー)を配置したい。補助対象になるか。

答 空き巣等の犯罪予防に抑止効果が認められる場合は補助対象になります。

問7 要綱に「村長が必要と認める場合は、補助対象事業の内容が確認できるカタログ、図面等」とあるが、どのようなものか。

答 防犯対策を行った内容が、領収書やレシートでは判断できないことが想定されること、また転売防止や施工したことの現場確認を省略する代わりに、施工（設置）した際の写真は必ず提出して下さい。